

堺市監査委員公表第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 26 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信 貴	良	太
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

堺市立健康福祉プラザ

第3 監査の対象期間

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和6年11月1日～令和7年3月26日

第5 施設の概要

<所管部局>

健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課

<指定管理者>

団体名 堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・フィットネス21事業
団共同事業体

代表団体 社会福祉法人堺市社会福祉事業団

構成団体 特定非営利活動法人堺障害者団体連合会

構成団体 公益財団法人フィットネス21事業団

<指定の期間及び指定管理に係る経費>

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和5年度の委託料 4億1,862万9,483円

<施設名及びその主な内容>

名 称 堺市立健康福祉プラザ

所 在 地 堺区旭ヶ丘中町

開所年月 平成24年4月

設置目的 障害者の地域生活を総合的に支援する拠点施設とすることを
目的とする。

施設規模 敷地面積 8,302.10 m²

施設内容	構造：鉄筋コンクリート造
	規模：地上 4 階、地下 1 階、塔屋 1 階
	建築面積：4,475.67 m ²
	延床面積：17,350.58 m ² のうち 12,520.50 m ²
	地下 1 階
	スポーツセンター
	プール（25m×5 コース）、家族更衣室、更衣室、ギャラリー、事務指導員室、器具庫
	その他
	印刷室、メンテナンス室、中央監視室、職員休憩室、駐車場等
	1 階
	市民交流センター
	総合案内、授産活動支援センター事務室
	スポーツセンター
	体育室、体育器具庫、体育室更衣室等
	2 階
	視覚・聴覚障害者センター
	事務室、閲覧室、朗読室、録音室、録音図書編集室、点字校正室、点字図書印刷室、制作室、スタジオ等
	3 階
	大研修室
	4 階
	市民交流センター
	事務室、交流広場、研修室、作業室、クッキングルーム、クラフトルーム
	生活リハビリテーションセンター
	事務室、訓練室、会議室
	スポーツセンター
	トレーニング室、更衣室
	5 階
	機械室

第 6 事業状況

＜利用状況＞ 令和 5 年度 主な施設使用者数

・市民交流センター

レクリエーション教室 17 教室開催 参加者 530 人

文化芸術教室 4 教室開催 参加者 362 人

大研修室 使用者 7,351 人 稼働率 46.3%
研修室 A 使用者 3,091 人 稼働率 42.1%
研修室 B 使用者 2,225 人 稼働率 35.1%
研修室 C 使用者 1,957 人 稼働率 33.3%
研修室 D 使用者 1,761 人 稼働率 35.5%
クッキングルーム 使用者 661 人 稼働率 10.3%
クラフトルーム 使用者 1,709 人 稼働率 29.5%

・視覚・聴覚障害者センター

点字図書館の利用登録者 475 人
点訳奉仕員養成講座 参加者 293 人
音訳奉仕員養成講座 参加者 732 人
字幕（手話）入り DVD 等の貸出利用登録者 466 人
手話奉仕員養成講座 修了者 20 人
手話通訳者養成講座 修了者 16 人
要約筆記者講座 修了者 14 人

・生活リハビリテーションセンター

機能訓練利用契約者数 25 人
生活訓練利用契約者数 32 人
高次脳機能障害相談支援 3,234 件

・スポーツセンター

障害者スポーツ教室 26 教室開催 参加者 1,806 人
プール 専用使用 185 人 共用使用 34,264 人
体育室 専用使用 11,688 人 共用使用 963 人
トレーニング室 共用使用 18,075 人

<収支状況> 令和5年度

(単位：円)

	金 額
収 入	482,110,304
指定管理料	418,629,483
利用料金	12,062,450
その他	51,418,371
支 出	482,400,731
人件費	312,060,772
委託料	39,789,442
光熱水費	55,608,589
その他	74,941,928
収支差額	▲290,427

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手續について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に施設の利用状況、収支状況、指定管理者の目標の達成状況を記載することとされているが、以下の誤りがあった。

また、市はそれに対する指導を行っていなかった。

ア 障害者スポーツ教室の月ごとの開催回数及び延べ参加者数において、集計誤りにより、誤った数値を記載しているものがあった。

イ 収支報告書では収支差額を▲290,427 円と報告しているが、自己評価並びに管理業務の総括では、誤って「約 1,738 円のプラス決算になった」と記載していた。

ウ 目標の達成状況において、各センターの事業成果の目標値を記載しているが、年度事業計画書で設定した目標値と異なる数値を記載しているものがあった。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができるとされている。

また、業務の一部を第三者に委託するときは、市が必要でないと判断した場合を除き、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収し、その写しを市に提出しなければならないとされている。

しかし、業務の一部を第三者に委託したものについて、以下のものがあった。

ア 字幕製作機器年間サポート業務ほか 2 業務について、指定管理者は、一部業務委託の承認申請を行うことなく、第三者に委託しており、委託先の事業者から暴力団員等でない旨の誓約書も徴収していなかった。

イ 夜間・休日における意思疎通支援者派遣調整業務ほか 2 業務について、市は必要でないと判断していないものの、指定管理者は、委託先の事業者から暴力団員等でない旨の誓約書を徴収していなかった。

また、市は、これらの業務について一部業務委託の承認を行っており、委託していることを把握していたにもかかわらず、当該誓約書の写しの提出がなかったことに対する指導を行っていなかった。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。